

## 京都府保健医療計画の見直しについて

### 1 現行の保健医療計画

- 急速な少子・高齢化の進展や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、精神疾患患者の急増、医師の地域偏在等の課題に対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、安全で良質な医療を提供する体制を整備
- 法定計画である医療計画、健康増進計画を一体化した保健医療の基本計画（平成25～29年度の5箇年）※次期計画は30～35年の6箇年
- 二次医療圏、基準病床数の他、以下の事項を規定
  - ①地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備
  - ②患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立（5事業等）
  - ③健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供（5疾病等）

### 2 想定される見直しの主な内容

- 京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）の具体化に向けた手段や対策を「高齢者健康福祉計画」や「障害福祉計画」と連携をとりながら明確化
  - (1) 医療と介護の連携促進
    - ・ バランスのとれた医療・介護体制の構築、病床の機能分化、連携の推進等に向けた対策をより明確化
    - ・ 高齢者に多いロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折等について、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じる
  - (2) 基準病床数の見直し
  - (3) 5疾病・5事業等について
    - ・ 「急性心筋梗塞」→「心筋梗塞等の心血管疾患」（対象を慢性心不全まで拡大）
    - ・ 精神疾患について、地域移行に伴う基盤整備。多様な疾患ごとに患者本位の医療を提供。
    - ・ 災害医療について、保健所を中心とした地域コーディネート体制等の充実
    - ・ 小児医療について、過疎地の一般小児医療の基盤充実 等
  - (4) 医療従事者の確保
    - ・ 医療を取り巻く構造的な変化（人口構成の変化、地域偏在、情報技術の進化等）を踏まえた検討
  - (5) 指標・評価方法
    - ・ 5疾病・5事業等ごとに地域住民の健康状態や、その改善に寄与するサービス指標を活用し、現状把握
    - ・ 事業結果（アウトプット）が成果（アウトカム）にどれだけの影響（インパクト）をもたらしたかという関連性を念頭に置いて施策評価

### 3 検討体制

- 医療審議会に計画部会を設置（計画案を検討の上、審議会に報告）
- がん、歯科口腔保健、肝炎等、府の既存の協議会が設置されている分野は、当該協議会の議論を踏まえ、計画案を検討

# 京都府保健医療計画策定スケジュールについて

スケジュール		H28	H29											H30				
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
マイルストーン		★医療計画ガイドライン ★障害福祉計画ガイドライン ★審議会詰問 ★部会設置			★介護保険事業支援計画ガイドライン ★議会報告(概要)					★議会報告(中間案) ★パブコメ ★関係団体 市町村意見照会			★議会報告(最終案) ★答申 ★計画決定 ★厚生労働 大臣へ提出					
保健医療計画	医療審議会	審議会	審議会					審議会		審議会	答申案まとめ	審議会					施策実施・進捗管理	
	医療審議会 計画部会		第1回 骨格検討	第2回	第3回	第4回 中間案まとめ	第5回 中間案まとめ	報告	第5回 中間案まとめ	報告			計画決定					
	地域保健医療協議会 ・京都市、乙訓、他5医療圏 (計7会議)		第1回	第2回	第3回	検討結果反映			反映			反映					地域で対策実施・進捗管理	
	各種対策協議会等 (がん、歯科、肝炎、認知症、精神、医療的ケア児)			がん、歯科、肝炎、認知症、精神、医療的ケア児対策の検討			主要施策を記載	中間案まとめ		最終案まとめ			計画決定					施策実施・進捗管理
高齢・障害	高齢者サービス総合調整推進会議 障害者施策推進協議会 等		随時		案分の	整合性	を確保					計画決定					施策実施・進捗管理	
医療費	「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」懇話会		中間案まとめ		保健医療	計画の	内容を抜粋					計画決定					施策実施・進捗管理	
◆京都府肝炎対策を推進するための計画 ＜京都府肝炎対策協議会＞		第1回 計画改定スケジュール説明	第2回 [計画案]検討	第3回 計画案(全体版)議論	第4回 [中間案]検討	中間案まとめ				パブコメ	第5回 [最終案]	★議会報告(最終案)					施策実施・進捗管理	

## 現行の京都府保健医療計画と国改正指針の比較

### 1 基本的な考え方

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
<p>○肝炎（B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、症状が出ないこともあります。放置すると肝硬変や肝がんに進行するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりするなどの治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進行する前に適切な治療を受けることが重要です。</p>		<p>○肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。<u>したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを指標として設定する。</u></p>
<p><b>▶ 論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的な目標、指標の設定について</li> </ul>		
<p>○肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合には速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。</p>		<p>○全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。<u>特に、肝炎ウイルス検査を受けたことがない人が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。</u>地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、<u>検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備にも、併せて取り組んでいくことが必要</u></p>
<p><b>▶ 論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職域における啓発・検査の計画における位置づけについて</li> </ul>		

## 1 基本的な考え方

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
○検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路など、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。	—	○国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組み、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要
○肝炎対策の推進に当たっては、平成 23 年 5 月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関などの関係者が一体となって総合的な取組を一層推進することが必要	—	

## 2 感染予防

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
○若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけや入れ墨を入れるなど、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。	○若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進	○ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。
○母子感染対策では、妊婦健康診査による B 型肝炎抗原検査などの取組を実施しており、引き続き対策を進める必要があります。	○妊婦に対する B 型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対する B 型肝炎ワクチン接種の勧奨	
<p>➡ 論点</p> <p>・ B 型肝炎ワクチンの定期接種の計画への取り込みについて</p>		○妊婦に対する B 型肝炎抗原検査の実施と、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対する B 型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等の B 型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証とともに、引き続きこの取組を進める。さらに、B 型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、 <u>B 型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。</u>

3 検査実施体制

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
<p>○保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、国の調査では、検査を受けたことがあると回答した人が3割に満たない状況であり、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、受検しやすい体制の整備も求められています。</p>	<p>○効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進</p>	<p>○受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要があります。また、<u>受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやITの活用等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。</u></p>
<p>○受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨など、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。</p>	<p>○検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施</p>	<p>○さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、<u>肝炎ウイルス検査に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要がある。</u></p> <p>○地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。</p>
<p>▶ <b>論点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受検率向上のための取組みについて</li> <li>・受検しやすい環境の整備について</li> </ul>		

4 医療提供体制

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
<p>○全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。</p>	<p>○適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充</p>	<p>○肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。あわせて、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。</p> <p>○さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証を行いながら実施する必要がある</p> <hr/> <p>○心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「<u>事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン</u>」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、<u>就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。</u></p>
<p>➡ 論点</p> <p>・職業生活との両立支援の計画における位置づけについて</p>		
<p>○インターフェロン治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施するほか、治療が必要な人に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。</p>	<p>○肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進</p>	<p>○肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。</p>

5 予防及び医療に関する人材の育成

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
<p>○保健所及び市町村における助言・相談機能を充実するため、肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材の育成に努める必要があります。</p> <p>○医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。</p>	<p>○保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施</p> <p>○肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施</p>	<p>○肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。</p> <p>○地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、<u>地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。</u>この際、<u>肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。</u></p>
<p><b>論点</b></p> <p>・肝炎医療コーディネーターの計画における位置づけについて</p>		

6 啓発及び知識の普及等

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
<p>○国の調査によると、肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。</p>	<p>○肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進</p>	<p>○肝炎に係る正しい知識については、いまだ国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。</p> <p>○心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。</p>
<p>○肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。</p>	<p>○肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進</p>	

7 その他肝炎対策の推進

現行の京都府保健医療計画		国改正指針
現状と課題	対策の方向	
<p>○肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポートなど相談支援体制の充実が必要です。</p> <p>○肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。</p>	<p>○肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝疾患相談センター（仮称）を設置するなど、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進</p> <p>○肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置</p>	<p>○肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。</p> <p>○肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。</p>
<p><b>論点</b></p> <p>・相談体制の充実について</p>		
<p>○取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。</p>		<p>○国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。</p>

現行の京都府保健医療計画における数値目標

項目	計画策定時の数値	施策目標 (H29 年度)	現状値
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	15 市町村 (H23 年度)	全市町村	20 市町村 (H28 年度)
北部相談窓口の設置	0 (H24 年度)	1	0 (北部講演会・相談会を実施) (H28 年度 参加者 12 名)
肝炎に関する知識を持つ人材を育成	52 人 (H24 年度)	200 人	226 人 (H28 年度)



# 京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策の取組状況

## 1. 対策の方向

分野	計画の内容	平成 28 年度 取組状況
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進</li> <li>○妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝臓週間での啓発（7/29、四条河原町交差点）</li> <li>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</li> <li>○リーフレット（知って肝炎）による啓発（保健所窓口等で配布） 京都新聞での記事掲載（7/28発行）</li> <li>○府内各市町村で妊婦健診に合わせB型・C型肝炎ウイルス検査を実施（全市町村）</li> <li>○B型ワクチン定期接種の開始（28年10月）</li> </ul>
肝炎検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進</li> <li>○検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、保健所、医療機関等における肝炎検査の実施（H27受検者 12,006人）</li> <li>○検査実施医療機関の拡充 57施設（㉗58施設）</li> <li>○保健所及び検査実施医療機関をホームページに掲載</li> <li>○肝炎検査啓発リーフレットの配付</li> <li>○市町村・保健所職員向け研修の実施（H28.6.10 35名受講） （内容）肝炎の病態、治療法、医療費助成制度、給付金制度 京都府の肝炎対策、肝炎検査の拡大等</li> </ul>
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充</li> <li>○肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝疾患専門医療機関 204施設（H29.3月末現在）</li> <li>○肝疾患拠点病院である府立医大病院・京大病院で協議の上、連携事業を実施（医師向け研修、北部講演会・相談会）</li> </ul>
肝炎の予防及び医療に関する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施</li> <li>○肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村・保健所職員向け研修の実施（再掲） （H28.6.10 35名受講、H29.7.10 開催予定）</li> <li>○肝炎検査啓発リーフレット及び医療費助成リーフレットの配付</li> </ul>

分野	計画の内容	取組状況
肝炎に関する啓発及び知識の普及等	<p>○肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進</p> <p>○肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進</p>	<p>○肝臓週間での啓発（7/29、四条河原町交差点）</p> <p>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</p> <p>○リーフレット（知って肝炎）による啓発（保健所窓口等で配布） 京都新聞での記事掲載（7/28発行）（以上 再掲）</p>
相談支援体制の強化等	<p>○肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝疾患相談センター（仮称）を設置するなど、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進</p> <p>○肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置</p>	<p>○府立医大病院肝疾患相談支援センター（H25.6～H29.3末 285件） ※京大病院肝疾患相談支援センター（H22.4～H29.3末 497件）</p> <p>○府北部で講演会・相談会実施（H28.8.7 サンプラザ万助）</p> <p>○京都府肝炎情報ガイドの作成、関係機関への配布 10,000部作成</p> <p>○肝炎対策協議会第4回会議開催（H29.3.3）</p>

## 2. 数値目標

項目	計画策定時の数値	施策目標（H29年度）	現状値
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	15市町村（H23年度）	全市町村	20市町村（H28年度）
北部相談窓口の設置	0（H24年度）	1	0 （北部講演会・相談会を実施） （H28年度 参加者12名）
肝炎に関する知識を持つ人材を育成	52人（H24年度）	200人	226人（H28年度）